

平成26年度第4回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成26年11月4日（火） 10時30分～11時35分
2. 場 所：総務省 10階 共用会議室2
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査の質の向上について
 - (2) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (3) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～
- 資料2 参議院外交防衛委員会（平成26年10月28日）における答弁状況
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～
- (別紙1) 政治資金監査報告書の形式審査時における確認項目（報告様式）（案）
- (別紙2) 指導・助言文書（例）
- (別紙3) 登録政治資金監査人への周知文書（案）
- 資料B 平成25年分収支報告書に係る政治資金監査報告書（都道府県選管分）の記載内容等に関する調査

(本文)

【伊藤委員長】 それでは、ただいまから平成26年度第4回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り誠にありがとうございますとございます。

議事に入る前に、平成26年度第2回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第2回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。また平成26年度第3回委員会の議事録につきましてはお手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは本日の第1の議題といたしまして、「政治資金監査の質の向上について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 はい。委員限り資料Aの方と、適宜別紙の1から3までを御参考にして御説明をさせていただきます。政治資金監査の質の向上のうち、指導・助言につきまして、前回9月の委員会では委員会の御意見による修正案をお示しをして御議論いただきました。1の「背景・目的」から5の指導方法までにつきましては、基本的な内容が固まったというふうに考えております。ただ委員会からの周知につきまして徹底するよう御意見がございましたことから、6として新たに項目立てをしております。資料Aの1ページ目、冒頭の部分にはこのようなこれまでの議論の経過を簡単に記載しています。

2ページにまいりまして、2の確認項目の枠囲いの下に※注を付けております。政治資金監査報告書は定期分の収支報告書のほか、解散分の収支報告書の提出の際にも添付されるものでございますが、都道府県選管によって解散分の公表のタイミングなど、事務処理がまちまちでありますことや、報告にかかる事務負担に鑑みまして、確認項目による当委員会への報告を定期分に限ってお願いするということを明らかにしております。

変更のない部分について飛ばしまして、少し飛びますが、6ページ1番下から7ページにかけてですが、5の個別の指導・助言のところになりまして、(2)「指導・助言の手法」のところでございます。文書で行う指導・助言の内容につきまして、文書の内容は確認項目①から⑨と⑩とでは、それぞれ内容に応じたものということで違ったものになるわけですが、前回の委員会で御議論いただいたことを踏まえまして、別紙の2の方に指導・

助言の文章例を載せております。そちらを御覧いただきたいと思います。

まず1ページ目は確認項目①～⑨に該当した場合ということで、政治資金監査報告書の記載ということになりますので、タイトルを政治資金監査報告書の記載ということにしまして、構成としましては「さて」で始まります段落で、記載例と異なっていたため指摘が行われたという報告を受けておりますこと。

次の段落で政治資金監査報告書はマニュアルに基づいて作成することが求められていることから、今後は記載例に従って作成していただくようお願いをし、「なお」としましてチェックリストの活用を促すという構成にしております。その下で赤囲いのところですが、①から⑨で都道府県選管などからの指摘によっても補正されなかったものについて、その項目だけを記載をするということにしております。

次に2ページに行きまして確認項目⑩に該当した場合ということで、これは単に政治資金監査報告書の記載ということではなく、収支報告書の記載についての確認ということになりますので、タイトルを「収支報告書の記載の確認について」ということにしております。こちらの方は「さて」で始まります段落で、収支報告書の支出の部分で金額の不整合があったとの報告を受けているということ。次の段落でマニュアルに基づいて登録政治資金監査人には「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等が求められておりますことから、今後は検算等により収支報告書上に金額の不整合がないかどうかを確認していただくようお願いをしております。

「なお」としまして「収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合」、「登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である」という当委員会の見解を紹介するとともに、「また」としましてチェックリストの活用を促すという構成にしております。

3ページ、4ページは今見ていただきました①から⑨と、⑩の双方に該当した場合ということで、1ページ、2ページの内容を両方記載するようにしております、その重複する部分を省略するというようにしております。

資料Aの方に戻っていただきますと、6ページの下の方の「(3) 士業団体との協力」ということで、各士業団体の方の実情をよくお聞きするなどして具体化していきたいと考えております。

続いて7ページの「6. 個別の指導・助言に関する周知等について」でございまして、前回の委員会での御意見を受けて項目を追加したものでございます。まず(1)の「登録政治資金監査人に対する周知」ですが、現在順次行ってきております今年度のフォローア

ップ研修においてお知らせをしてきておりますが、前回委員会における主な議論にございますように、個別の指導・助言がペナルティではなく、質の向上に向けて協力していくという取組であること。また個別の指導・助言を行う時期が12月ということで、都道府県選管による指摘から一定期間経過した後となってしまうという事情について周知する必要があるという御意見がございました。

そこで別紙3を御覧いただきたいと思えます。内容としまして以上の2点を盛り込むということで、このような案による周知文を送付してはどうかということとして、まず個別の指導・助言の時期に関する御説明と、次に個別の指導・助言を実施する趣旨を改めて説明するものというふうにしております。

行ったり来たりして恐縮ですが、また資料Aの方に戻っていただきまして、8ページになります。(2)は「都道府県選管に対する周知・協力依頼」でございまして、元々この質の向上の取組が一つには、一部の都道府県選管から寄せられました登録政治資金監査人に対する指導を求める声に応じて開始するものでありますことや、一時的には事務負担にはなりますものの、将来的には軽減にもつながるといったことにつきまして説明をしております、「対応案」のところになります。全国的に都道府県選管に対しまして別紙1の確認項目とともに報告要領をお示しするということとともに、研修の機会に可能な場合には直接御説明をして参りたいというふうに考えているというところでございます。

最後に(3)ですが関係士業団体に対して御説明をしていきたいと考えておりまして、先ほどの5の(3)のところと同様に、士業団体の方とよく連絡をさせていただきたいというふうに考えております。資料につきましては以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

【大竹委員】 よろしいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【大竹委員】 別紙2の方の各監査人に対する指導・助言の文言なんですけれども、この中で先〇〇様と書いてありますけれども、そもそもこの指導がどういう政治団体の監査報告書に対するものなのか、そこがわからないので、その辺をもう少しわかるように明記したらどうか。

例えば何々政治団体登録政治資金監査人何々様という形で、どの政治資金監査報告書の不備なのかというのが、この紙からもわかるようにした方がいいんじゃないかと思えます。

要するに受け取った方が、例えば2つ、3つ、監査されている場合においては、どの政治団体の分なのか、これじゃなかなかわからない感じがしますので、その辺のところの問題だと思います。

【井筒参事官】 今の御意見誠にごもっともだと思うんですが、一つの考え方としまして、たたき台の段階では、登録政治資金監査人に対する注意喚起ということで、2、3団体、当然選管、あるいは総務省から報告があったときに、名寄せをして、この人が注意すべきところはここというふうに、ある程度何団体か分を抽象化して御指摘する方が、その個々の何か政治団体の監査、もちろんそこに問題があったわけですが、監査人に対する注意喚起という趣旨からすると、団体にはとられない方がいいのかなという考え方で作っておりますので、その点についても御議論いただければというふうに思います。

【大竹委員】 よろしいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【大竹委員】 そういう御意見当然あると思いますけれども、下の方で具体的にどの点が問題であったかの個別の指摘をしているわけですね。そうすると、どの政治団体のものかというのがわかった方が明確じゃないかと思うんですけれども。もし同じ方が2つ、3つやられて、2つ、3つ、それぞれ問題があったら、その政治団体ごとに分けて、当該監査人に対して出した方がいいんじゃないかという感じがします。

【伊藤委員長】 どうでしょう。その点は。どうですか、田中委員。

【田中委員】 そう。特に複数があった場合の対応については決めておく必要があると思います。つまり、政治団体の名前でそれぞれ分けるのか、それとも下の方の「記」のところ、Aについての報告書は何とかと、Bについての報告書に何とかという書き方もあると思います。いずれにしろルールは決めておいた方がいいと思います。

【伊藤委員長】 この指摘を受ける、都道府県選管等から。それは本人にとっては、どれが間違っただかということとはもう明らかにわかっているわけですかね。

【井筒参事官】 会計責任者の方から、当然登録政治資金監査人にお知らせをしていただくようにというふうにしますし、既に今も直しなどが何か発生した場合には、そのような流れになっておりますので、一旦は会計責任者の方から、これ何か直してくれというようなことが選管から来ているというのは当然いつていまして、この、それでもなおこれまでの御議論で①から⑨については直らなかったものについて書いているということなので、全く初耳ということはないですが、改めて委員会から発出する文書に載せるかどうかとい

うことだと思えます。

ですから、頭から団体についての監査ごとに問題になるということで、団体、言わば団体の監査って団体ごとに分けるという発想と、あと監査人で、監査人の注意喚起、質の向上ということなんで、そこはどこで間違えようと同じということもあるかと。間に今田中委員がおっしゃられた、このどこを間違ったかっていうところだけでも団体との関係を示しておく、3パターンぐらいあるのかなというふうに思うんですが。

原案としましては、あまり個別の団体の収支報告書と結び付けられるというよりは、監査人のレベルアップのための注意喚起であるという趣旨を明らかにしたいということで、こういう形にしております。ただ、もちろんこだわるわけではありません。

【伊藤委員長】 日出委員。

【日出委員】 日出ですけど、意見なんですけど、当初からこの注意喚起の文書は私はあくまで1つの政治団体に対しての1人の監査人っていう対応関係で考えるというふうに考えていたんで、もし1人の登録政治資金監査人が4つぐらいの政治団体をやっていて、その4つのうちの2つに間違いがあった場合に、その間違い、4つの部分についての注意喚起文書のような捉え方じゃなくて、あくまで2つの団体についてはこの部分、この団体についてはこの部分という形で、極端ないい方をすると政治資金監査人に対しては間違っただけの数だけ、要するに2カ所間違っただけ、2つの団体について間違っただけの場合は2通の文書が行くようなイメージを持っていました。私自体は。

そうでないと、やはり各々質が違う部分があるんで、金額の不整合なんていうのは、これ全く話にならない問題なんで、それを全部こうまろやかにするのもいいんですが、指導・助言として委員会として出すのであれば、やっぱり1個1個の団体ごとにチェックをしたというふうなことが前提にあるのであれば、そういった形で一つ一つに出すのは本来ではないのかなというふうに考えますね。

【伊藤委員長】 小見山委員、どうですか。

【小見山委員】 すいません。ちょっと確認ですが、これをお出しになられた後、例えば⑩など、数字が収支計算間違っているとわかった後、もう一度全部やり直させるのでしたっけ。例えば監査報告書も間違っているから完璧なものにして出し直せと。こういうことも、この中に含んでいますかね。いわゆる今回は見逃すけど、次回はと、こういう意味で終わってしまうのでしょうかね。ちょっとその確認をさせていただきたいのですが。

【井筒参事官】 我々のイメージとしましては、もう一旦提出されていますので、これで

間違いがあると監査報告書でなくなるというようなことではなくて、言わば次回以降注意をしてくださいねというイメージで、これまでのところは議論をしてきたというふうに考えております。

もう1回「なお」書きで委員会見解も付けておりますが、変わった後に自主的に監査を受けて、自主的に確認を受けて確認書を出してきて、それを添付して新たに公開に付するということは適当であるというふうには思いますけども、何か間違いがあったら、それは監査報告書じゃなくなって出し直しが必要だというようなことになると。ちょっとそのところ、どこまでのものが出し直しの必要なもので、どこまでは出し直しまではいらぬものかとか、要件設定とか出てきますんで。そこまで細かな議論に耐えられるほど、この記載例っていうのも詰まってないのかなというところがありますので、次回以降気を付けてねという注意喚起という方が意図としてはあったというふうに思っております。

【伊藤委員長】 これ、ちょっともう1回頭の整理ですけど、この資料Aの別紙2つっていうのがありますね。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 この下の方に赤いところで、「確認項目①～⑨のうち、都道府県選管又は総務省からの指摘によっても補正されなかったものを記載」と書いていますね。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 だから注意して直しちゃえばもう来ないわけですね。簡単にいえば。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 注意しても直さないっていう人がいると。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 そういうことですかね。

【井筒参事官】 注意しても直さないということがあり得る。

【伊藤委員長】 あり得る。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 そのときに初めて出すと。

【井筒参事官】 はい。①から⑨につきましては。

【伊藤委員長】 ①から⑨については。

【井筒参事官】 はい。⑩については、その後収支報告書が、収支報告書を検算して動いたということになっても、何て言うんでしょう。最初に出したものが変わるわけじゃあり

ませんので、後から出てくる、あくまでその自主的な確認ということで出てくると。

【伊藤委員長】 そっちの方も、補正されなかったもの。そうじゃないか。

【井筒参事官】 こっちは補正というものとは関係なく、確認項目、別紙の1を見ていただきますと、今の様式では①から⑨につきましては「該当あり」という列のほかに、「補正なし」というのを作っております、補正がなかったものに限り出してくるのが①から⑨と。一方、⑩につきましては本来監査人の方に検算等出す前に確認をお願いしているものでございますので、そこが何らか見過ごされて出てきたら、それは指摘をせざるを得ないというふうに思っており、そのような作りになっています。そういう意味でちょっとレベルの違うものが入っています。

【伊藤委員長】 先ほど日出委員がおっしゃったように、枚数がたくさんあるとたくさん間違えたなど本人は自覚せざるを得ないというようなやり方をすると、何か不都合はあるんですか。

【井筒参事官】 個々の政治団体の収支報告書との関連で、もちろん監査もそことの関連で起こるものではあるんですが、我々は個々の団体のこの収支報告書がどう間違っていたかとかいうところとはある意味別に、監査人のレベルアップということから抽象化した方がいいのかなということで案を作っております。だから、そこをどの程度にすればいいのかというのは、判断の問題だと思っておりますので、そこは決めの問題だろうとは思っております。

【小見山委員】 はい、小見山です。例えば具体的な政治団体の名前を書いて指摘事項を書くと、これって手間はかかるのですか。その問題はもう無視してよろしいのですか。

【井筒参事官】 手間の問題では。報告は団体ごとに選管から挙がってくることを想定していますので。

【小見山委員】 来ますよね。

【井筒参事官】 そこは手間の問題ではなく、むしろ個々の監査人にアンケートのどこからも、2、3団体やられる方も多いということからすると、むしろ我々としては監査人に対する、人に対する注意喚起ということであれば、名寄せをしてそこはおいた方がいいのかなと、そちらの方がベターかなというぐらいに考えて。手間の問題ですということではありません。

【千葉事務局長】 むしろ名寄せをするという作業がなくなるだけ、ある意味単純にできるという面もあります、それは。

【小見山委員】 逆にね。

【千葉事務局長】 ええ。

【大竹委員】 よろしゅうございますか。

【伊藤委員長】 はい。

【大竹委員】 政治資金監査人の方にとりまして、要するに抽象的におかしかったよという文書が来るよりは、この団体のここが間違っていましたよと言われた方が、むしろ受け止め方としては、何ていいますか。ゆるやかな受け止め方になるんじゃないかと思うんですけどね。抽象的に、あなたの監査報告書はおかしかったですよ指摘される方が、むしろ監査人の名誉に関わる問題じゃないかという気がいたします。

【千葉事務局長】 いかがでしょうか。そういたしますと、大体御意見もそういう方向でございますので、ちょっとこちらもそういうことで、次回12月の委員会でございますけれども、それを前提とした指導・助言の文例ということで修正して改めて提出させていただきたいと思えますし、やり方としてもその方向でということ。

【伊藤委員長】 だから、もしやるなら、このあて先を何々団体とやると、それは確かにおっしゃるようなところもあるかもしれないけど、この中身として、中に、どの団体っていうぐらいを特定しておけば1枚1枚出さなくても、面倒くさいかもしれませんが、今言った、言われたような指摘を踏まえれば。

【井筒参事官】 折衷的に。

【伊藤委員長】 あて先は個人でもいいけれども、どのっていうことは。

【井筒参事官】 わかりました、はい。そのように。

【伊藤委員長】 皆さんお忙しいから恐らく。

【井筒参事官】 いえいえ、そこは手間の問題で提案したわけではありませんので。

【千葉事務局長】 多分「記」のところでこの団体についてこうこう、この団体についてこうこうというふうに書き分けるっていう方法があると思えますので、ちょっと工夫させていただきます。

【伊藤委員長】 ええ、そうそう。そんな書き方もあるかなと思って、ちょっと言いましたけど。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 ほかにはどうでしょうか。

【日出委員】 すいません。1点。

【伊藤委員長】 はい。

【日出委員】 この別紙3なんですが、この3の文書については何年何月から適用、運用を開始するっていうか、適用を開始するっていうのが見当たらないんですけど、このままでいいんですかね。

【井筒参事官】 そうですね、はい。

【日出委員】 どこかに入れていただいた方がはっきりすると思うんですが。

【井筒参事官】 はい。取組をいついつからというような形で追加をいたします。

【千葉事務局長】 はい。ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。そこ加えさせていただきます。

【大竹委員】 よろしいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【大竹委員】 同じく別紙3ですけれども、上から4行目でしょうか。「都道府県選挙管理委員会からの要望等を踏まえ」というふうに入っているんですけども、この取組を始めるのが「都道府県選挙管理委員会からの要望等を踏まえ」という、わざわざ言う意味がどこにあるのか。当委員会の判断としてこういうふうにやりますという文章にした方がいいんじゃないかという気がいたします。

【井筒参事官】 監査人に対してですね。はい、わかりました、はい。

【伊藤委員長】 ほかにどうでしょうか。これはもう最終的に決定するのは次回ですか。

【井筒参事官】 次回と思います。

【伊藤委員長】 次回。

【井筒参事官】 はい。ちょっと今修正もありましたし、はい。

【伊藤委員長】 12月でした、ですね。

【井筒参事官】 はい。

【日出委員】 文書的には、次回の、ごめんなさい。日出です。次回の委員会の直後に別紙3が出るというふうに考えていいですか。

【井筒参事官】 はい、そういうイメージであります。

【日出委員】 はい、わかりました。

【伊藤委員長】 そうしますと先ほどの点をちょっと修正するのを次回に出していただいて、もうそれで決定するということが大体流れとしてよろしいでしょうか。

【一同】 はい。

【伊藤委員長】 ほかに何かありませんか。

【小見山委員】 はい、よろしいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【小見山委員】 我々、監査を行っている者たちには監査事例集というのがありまして、いわゆる事件に及んだもの、それからちょっとまずいものを事例として会計士協会に取り上げております。個別の会社名とか、監査人は全く出てきませんが、こんなことがあって非常に遺憾だというものを会員に対して通知するんですね。実際にこういうことは気を付けろということを会員に対して通知しているのですが、例えば今回1年ある中において、そういうものを集めていただいて直接登録政治資金監査人に送っていただくというようなことは、これできるんでしょうか。

【井筒参事官】 既にフォローアップ研修の資料かなんかにも、実務上注意していただきたいことと。いわゆる、要は間違いが目につくようなところ、あるいは実際にあるかどうかは別にしてやりがちな間違いなんかをこう図解したり、ですね。できるだけ事例に則してというのはこの委員会の御議論の中でもあったものですから、やっておりますので、そういう間違い例というか、逸脱した例、やりやすい陥りやすいとこなんかはまとめて情報発信すると。

フォローアップ研修の資料は当然全監査人に最終的にはお送りしています。だからそれをこのフレームで来たものだけを集めるか、それもほかのと一緒にしてしまうのかっていうのはちょっと考える余地があるとは思いますが。いずれかの方法で、監査人の方にフィードバック、情報提供、注意喚起には役立てていきたいと思っております。

【小見山委員】 はい、よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】 ほかによろしいですか。じゃあ本議題につきましては御意見もほぼ出尽くしたようでございますので、次回の委員会において決めることにします。この件については以上としたいと思います。

次に第2の議題といたしまして、「国会における答弁状況」についての説明を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 ちょっと少し準備でドタバタしますが、資料2を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。これは資料2の方、先週10月28日の参議院外交防衛委員会におきまして事務局に対して答弁をするよう維新の党の小野次郎議員から質問通告がございまして、これから御紹介しますように、内容としましてマニュアルの内容を確認す

るもの、それから訂正後の取扱いについての委員会見解を確認するものでありましたことから、事務局長が出席をして答弁をして参りました。その状況を御報告するものでございます。

本来であれば議事録の該当部分を資料として配布するという事なんですが、未だホームページ上に公表されておられませんので、事務局において事務局長の発言をテープ起こしたものを資料としてお配りしております。また議員の御質問についても併せて記載するのが簡便だというふうには考えたのですが、議事録の公表いわば確定前にそのような資料を作成、配布することにつきまして、参議院の方から差し控えるようにという御示唆がございましたことから、資料の方には掲載をしておけません。私の方から一通り内容を御説明した上で、参議院のホームページにありますインターネット審議中継の方から取りました映像を放映して答弁状況の御報告に代えたいというふうに思っております。

資料の2に沿って内容に入らせていただきますと、議員の質問はいずれも国会議員の資金管理団体からの支出につきまして、国会議員本人に対する寄付として収支報告書に記載をされ、政治資金監査を受けて所管の選管を通じて総務大臣に提出され、閲覧に供された後で、支出の区分が人件費に訂正されたというケースに関するものでございます。

千葉事務局長答弁の①は、人件費について政治資金監査においてはどのような方法で支出状況の確認を行うように指導しているのかという質問に対するものでして、資料2の4ページにマニュアルを付けてございますが、その19がちょうどお答えにあたる部分ですので、その記載を紹介するような答弁になっております。

具体的には政治資金監査の突合について全般的なことを御説明しました後、人件費についてはまずは領収書等と突合すること。もしできない場合には賃金台帳、源泉徴収簿等により確認するという記述を、お答えをしております。それでは答弁1につきまして映像を御覧ください。お願いします。

(映像を放映)

【井筒参事官】 次に千葉事務局長答弁の②でございますが、収支報告書が提出後に訂正された場合の再度の政治資金監査の必要があるのかという御質問に対するものでして、資料2の7ページから8ページに委員会の見解を掲載しておりますが、そのうち2の1段落目がお答えになる部分ですので、その記載を紹介するような答弁にしております。

具体的には政治資金規正法上、収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについての規定がないことと、委員会の見解としまして、訂正時点、またはその後におい

て登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当であるということをお答えをしております。それでは答弁2について映像を御覧ください。

(映像を放映)

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。これ、ちょっと質問といたしますか。今世間で話題になっているいろんな政治資金関係のことについては、多少整理して何かこの委員会でも後日検討っていいですか、話をした方がいいと思うんで、今日というわけにもいかない。まだ今あれですので、次回にでも我々の仕事との関係を含めてちょっと検討しようというふうに考えておりますけど、よろしいでしょうか。

【一同】 はい。

【千葉事務局長】 是非よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 よろしく申し上げます。それでは次に第3の議題の前にその他の議題といたしまして、「平成25年分収支報告書に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査」についての説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 はい。資料Bでございます。都道府県選挙管理委員会に対しまして、資料Bのような調査票におきましてアンケート調査を実施したいと考えております。総務大臣分につきましても、ほぼ同様に調査を実施することを考えておりまして、いずれにつきましても結果がまとまりましたら委員会に対して御報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御意見や御質問ございましたらどうぞ御発言ください。これは毎年やっているのでしょうか。

【井筒参事官】 はい、毎年やっております。

【伊藤委員長】 何か特に変わったようなところはもう全然ない。

【井筒参事官】 項目を多少簡単にしたり、合わせたりっていうことをやっております。例えば6ページの少額領収書等の写し開示制度についての問いは、問い自体は毎年聞いておりますが、件数が少ないことから簡略に答えられるようにといった形で項目をまとめたりはしてきております。

【伊藤委員長】 何かございますでしょうか。ではこれにつきましては了承いただいたということで、次に第3の議題といたしまして「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 はい。資料3の登録政治資金監査人の登録者数、及び登録状況、資料3を御覧いただきたいと思います。1が登録政治資金監査人の登録状況でございまして、登録者数は一番下でございしますが4,534人ということになっておりまして、前回報告の数字より30名ほど増えております。

裏面に参りまして研修の状況でございしますが、2の「登録時研修」が、延べで合計で4,618名ということ。それから3のフォローアップ研修のうち再受講研修につきましては、6月末からこれまでに208名。4のフォローアップ研修の実務向上研修は同じく6月末からこれまでに850名というふうになっております。以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。よろしいですか。

【小見山委員】 ちょっと質問していいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【小見山委員】 このフォローアップ研修に来た人は登録政治資金監査人の何%ぐらいになるのですかね。今この回答をされなくて結構でございますので、そのあまりにも少ないとか、いや多いのだなということの一つ教えていただきたいのですが。

【井筒参事官】 それは、単純な4,500分の1,200ではなくて、こう来たことのある人とない人っていうようなイメージでございますね。

【小見山委員】 そうなのです、はい。

【井筒参事官】 わかりました。ちょっとそこは、すいません。調べて御報告させていただきます。

【伊藤委員長】 フォローアップ研修っていうのは、まだこれから。年度内ずっとやるんでしょう。

【井筒参事官】 年内でございます。

【伊藤委員長】 年内。

【井筒参事官】 1月から翌年度の政治資金監査に入りますので、年内12月頭までで終わることにしておりまして。

【伊藤委員長】 始まりはいつですかね。

【井筒参事官】 6月末から大体。

【伊藤委員長】 6月から、ずっと。

【井筒参事官】 はい。ですから前の監査が終わって、次の監査までの間に最新の状況を

お伝えするというので、出席されなかった方には資料をお送りするというにしております。

【小見山委員】 このページの2ですね。この下から2行目、3行目が25年度、24年度の1年間の参加者数なんです。ただこれが一人の人が2回行っていることはないとは思いますが、そのときの母集団が三千何百だったか、ちょっと私そこがわからないんでね。

【井筒参事官】 昔の。

【小見山委員】 ええ。24年度には。

【井筒参事官】 はい。

【小見山委員】 今4,000人になっていますよね。だから大体4分の1ぐらいがいらしているのかなと思っていたものですから。それは我々が想定している数なのでしょうか。ということは4分の3の人は来ないということです。一生懸命やってくださっているフォローアップ研修がもう少し有効に使われればと思ひまして、御質問した次第です。

【伊藤委員長】 じゃあこの議題については、よろしいでしょうか。

【一同】 はい。

【伊藤委員長】 本日の議第は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【井筒参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後総務省8階の会見室におきまして事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定でございます。なお本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日の夕方に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【伊藤委員長】 それでは以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願ひいたします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整の結果、12月15日月曜日の午後1時半より開催させていただきたいと存じます。

【伊藤委員長】 本日は長時間に渡り御熱心に御審議いただきましてありがとうございます。どうもありがとうございました。